

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

札幌市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 西部（手稲区）

(1) 現況

手稲山口地区周辺は砂丘地帯であり、主にスイカ、カボチャを中心とした果菜類生産が行われている。手稲前田地区周辺は平坦地で、酪農経営が多く、作付け作物は飼料作物が大半を占めている。

地域内には、排水路や農道などの農業施設があり、地域が共同活動によって適切に保全する体制の整備が必要である。

また、作物の生産・販売では、市民の求める新鮮で、安全・安心な地場産の農産物が提供できる都市近郊農地の立地条件を生かし、多様化する消費者ニーズに対応した農業の振興が必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業による農地、農業施設等の資源を適切に保全管理する共同活動の支援推進と、併せて、同項第3号に掲げる事業による自然環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 北東部（北区・東区）

(1) 現況

篠路・茨戸地区、拓北地区、福移・中沼地区、東雁来地区周辺は平坦地で、飼料作物の作付けが多いが、レタス等の野菜の生産も盛んである。現況に僅かに水稲も生産されている。

拓北地区及び福移・中沼地区は、酪農を主とする農業が展開しており、上篠路地区、栄町地区、丘珠地区周辺は古くからタマネギの生産を主体とする農業を展開してきた地域で、近年は、タマネギの生産に軟弱野菜を組み入れた野菜生産が行われている。

地域内では、共同作業で排水路や農道などの保全管理活動を行っており、これらの組織を育成し、活動を支援する必要がある。

また、作物の生産・販売では、市民の求める新鮮で、安全・安心な地場産の農産物が提供できる都市近郊農地の立地条件を生かし、多様化する消費者ニーズに対応した農業の振興が必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業による農地、農業施設等の資源を適切に保全管理する共同活動の支援推進と、併せて、同項第3号に掲げる事業による自然環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 南部（南区・清田区）

(1) 現況

本地域は、山間丘陵の傾斜地で、野菜と花きが少量多品目で生産されており、農地は点在化が進んでいる。地域内には、排水路や農道などの農業施設があり、地域が共同活動によって適切に保全する体制の整備が必要である。

また、作物の生産・販売では、市民の求める新鮮で、安全・安心な地場産の農産物が提供できる都市近郊農地の立地条件を生かし、多様化する消費者ニーズに対応した農業の振興が必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業による農地、農業施設等の資源を適切に保全管理する共同活動の支援推進と、併せて、同項第3号に掲げる事業による自然環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. その他

(1) 現況

本地域は現況で農振白地地域が大部分を占める地域を区分した。

環境保全への意識の高い農業者が、環境に配慮した農作物栽培に取り組む場合、本地域内の農地を農振農用地へ編入することにより、事業を実施する事が可能となる地域である。

北西部及び東部は平坦地、南西部は丘陵地であり、野菜の作付けが多く、僅かながら水稻も生産されている。

都市近郊の立地条件を生かし、市民の求める新鮮で、安全・安心な地場産の農産物を提供し、多様化する消費者ニーズに的確に対応した農業生産方式で農業振興を図る必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第3号に掲げる事業による自然環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	西部地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	北東部地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
③	南部地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
④	その他地区	法第3条第3項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

なし。